

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大田原市の中小企業・小規模企業は、多様な事業活動を通じて本市経済の成長を支え地域の雇用を生むなど地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきた。しかしながら、人口減少や少子高齢化に伴う内需の縮小や経済活動の国際化の進展など、急激な環境の変化により、厳しい経営環境に置かれている。このような中、中小企業・小規模企業の事業の持続的発展に向け取り組んでいくために、独自の中小企業支援策として「大田原市起業再出発支援事業」の他、「大田原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」を定めた。

##### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県北地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。このことを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

当市の産業は、製造業、サービス業、不動産業など多岐に渡るため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

#### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

##### (1) 対象地域

本市の産業は、大田原地区、黒羽地区、湯津上地区など広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、大田原市内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

本市の産業は、多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、設備導入等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないもの。ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営むもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）を除く。
- ・ 市税を滞納しているものを除く。
- ・ その他市長が不相当と認める場合。